

令和4年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和4年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 評価の対象

評価の対象は、各部局が事前評価を行った公共事業の事業採択等予定地区とする。

3 評価の方法

(1) 評価の視点

令和4年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。

(2) 実施方法

上記(1)の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。

ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。

- (ア) 事業の必要性が十分でないもの
- (イ) 緊急性・優先性が十分でないもの
- (ウ) 地域の事業環境が十分に整っていないもの
- (エ) 事業の妥当性が十分でないもの
- (オ) (ア)～(エ)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの

イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。

4 意見反映

知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。

5 二次政策評価結果の決定

知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。

6 二次政策評価結果の反映

各部局は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

7 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。